

東伊豆町木造住宅等耐震性向上事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、木造住宅耐震診断助成事業、木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）及び木造住宅除却助成事業を実施する当該建築物の所有者、居住者又は使用者（以下「所有者等」という。）に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、東伊豆町補助金等交付規則（令和2年東伊豆町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 木造住宅耐震診断助成事業 所有者等が木造住宅の耐震診断を実施するもので、次に掲げる要件に該当する事業をいう。
  - ア わが家の専門家診断事業による耐震診断を実施していない者が行う事業であること。
- (2) 木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型） 所有者等が木造住宅の耐震補強計画策定及び耐震補強工事を実施するもので、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業をいう。
  - ア 耐震診断の結果、1.0未満であった木造住宅の耐震評点を1.0以上とする耐震補強計画策定及び耐震補強工事。ただし、新工法を採用する等、補強後における耐震評点の算定が困難な場合は、同等以上の効果が認められるものとする。
  - イ 補強後の耐震評点は、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士（以下「静岡県耐震診断補強相談士」という。）が次に掲げる基準のいずれかにより算定するものとする。
    - (ア) 一般財団法人日本建築防災協会による「2025年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」
    - (イ) 新工法を採用する等、前号の基準での算定が困難な場合は、前号と同等以上の効果が認められるものとして別に定めた基準
  - ウ 東伊豆町木造住宅補強計画策定事業費補助金交付要綱（平成21年東伊豆町要綱第13号）、東伊豆町木造住宅耐震補強助成事業費補助金交

付要綱（平成14年東伊豆町要綱第14号）、東伊豆町木造住宅耐震補強助成事業費補助金（補強計画一体型）交付要綱（令和3年東伊豆町要綱第13号）又は東伊豆町耐震シェルター及び防災ベッド整備事業費補助金交付要綱（令和7年東伊豆町要綱第20号）の規定による補助金の交付を受けていない者が行う事業であること。

(3) 木造住宅除却助成事業 所有者等が木造住宅の除却工事を実施し、建替え又は耐震性のある建築物へ住み替えるもので、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業をいう。

ア 耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であった木造住宅、簡易耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された木造住宅又は誰でもできるわが家の耐震診断の結果、評点の合計が9点以下の木造住宅の除却工事であること。

イ 東伊豆町耐震シェルター及び防災ベッド整備事業費補助金交付要綱の規定による補助金の交付を受けていない者が行う事業であること。

(4) 木造住宅 昭和56年5月31日以前に建築され、又は同日に工事中であった木造軸組工法の一戸建て住宅、長屋及び集合住宅（併用住宅にあつては、居住の用に供する部分の床面積の割合が当該住宅の延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）であつて、居住のために継続して利用するものをいう。

(5) 耐震診断 次に掲げる方法のいずれかにより実施する診断をいう。

ア わが家の専門家診断事業

イ 静岡県耐震診断補強相談士が、一般財団法人日本建築防災協会による「2025年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき実施する耐震診断

(6) 簡易耐震診断 住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）（令和6年1月30日付け国住市第40号国土交通省住宅局市街地建築課長通知）に基づき、所有者等が「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」（以下「簡易耐震診断調査票」という。）を使用して実施する診断をいう。

(7) 誰でもできるわが家の耐震診断 国土交通省住宅局監修、財団法人日本建築防災協会編集による「誰でもできるわが家の耐震診断」に基づき、所有者等が耐震診断問診票を使用して実施する診断をいう。

(8) 耐震補強計画 静岡県耐震診断補強相談士が策定する木造住宅の耐震補強のための計画をいう。

(9) 耐震補強工事 耐震補強計画に基づく工事をいう。

(10) 除却工事 倒壊の危険性がある木造住宅を全て除却する工事をいう。  
（補助の対象及び補助金の額）

第3条 補助の対象及び補助金の額は、別表のとおりとし、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の区分に応じ、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅耐震診断助成事業

ア 木造住宅等耐震性向上事業費補助金交付申請書（耐震診断）（様式第1号）

イ 耐震診断に要する経費の見積書の写し

ウ 付近見取図（縮尺2,500分の1以上の地図）

エ 耐震診断予定建築物の配置図及び各階平面図

オ 静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し

カ 昭和56年5月31日以前に建築したことを証明する次に掲げるいずれかの書類の写し

(ア) 建築確認通知書

(イ) 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）

(ウ) 家屋登記簿謄本

キ 住宅の所有者を証明する次に掲げるいずれかの書類の写し

(ア) 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）

(イ) 家屋登記簿謄本

ク 住宅の所有者の承諾書（申請者が住宅の所有者でない場合に限る。）

ケ その他町長が必要と認めたもの

(2) 木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）

ア 木造住宅等耐震性向上事業費補助金交付申請書（耐震補強）（様式第2号）

イ 耐震補強計画の策定に要する経費の見積書の写し

ウ 耐震補強工事に要する経費の見積書の写し

エ 耐震診断結果報告書の写し

オ 付近見取図（縮尺2,500分の1以上の地図）

カ 耐震補強工事予定建築物の配置図及び各階平面図

キ 静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し

ク 昭和56年5月31日以前に建築したことを証明する次に掲げるいずれかの書類の写し

(ア) 建築確認通知書

(イ) 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）

(ウ) 家屋登記簿謄本

ケ 住宅の所有者を証明する次に掲げるいずれかの書類の写し

- (ア) 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）
  - (イ) 家屋登記簿謄本
  - コ 住宅の所有者の承諾書（申請者が住宅の所有者でない場合に限る。）
  - サ その他町長が必要と認めたもの
- (3) 木造住宅除却助成事業
- ア 木造住宅等耐震性向上事業費補助金交付申請書（除却）（様式第3号）
  - イ 除却工事に要する経費の見積書の写し
  - ウ 耐震診断結果報告書の写し、簡易耐震診断調査票の写し又は耐震診断問診票の写し
  - エ 付近見取図（縮尺2，500分の1以上の地図）
  - オ 除却工事予定建築物の配置図及び全景写真
  - カ 昭和56年5月31日以前に建築したことを証明する次に掲げるいずれかの書類の写し
    - (ア) 建築確認通知書
    - (イ) 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）
    - (ウ) 家屋登記簿謄本
  - キ 住宅の所有者を証明する次に掲げるいずれかの書類の写し
    - (ア) 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）
    - (イ) 家屋登記簿謄本
  - ク 住宅の所有者の承諾書（申請者が住宅の所有者でない場合に限る。）
  - ケ 住み替え後の建築物が地震に対して安全な構造であることを証明する書類
  - コ その他町長が必要と認めたもの
- (交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、木造住宅等耐震性向上事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 町長は、補助金の交付の決定に際し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合
  - イ 補助事業に要する額を変更しようとする場合
  - ウ 補助事業を中止又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこ

と。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数）以内に、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。
- (4) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があつた場合は、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

（変更、中止又は廃止の承認）

第7条 申請者は、補助事業を変更、中止又は廃止しようとする場合、木造住宅等耐震性向上事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつた場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅等耐震性向上事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 申請者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあつた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、木造住宅等耐震性向上事業完了実績報告書（様式第7号）に事業の区分に応じ、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅耐震診断助成事業

- ア 耐震診断に要した経費の領収書等の写し
- イ 耐震診断結果報告書の写し
- ウ 静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し
- エ その他町長が必要と認めたもの

(2) 木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）

- ア 耐震補強計画の策定に要した経費の領収書等の写し
- イ 耐震補強工事に要した経費の領収書等の写し
- ウ 耐震補強計画結果報告書の写し
- エ 施工箇所ごとの施工前、施工中及び完了時の写真

- オ 静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し
  - カ その他町長が必要と認めたもの
- (3) 木造住宅除却助成事業
- ア 除却工事に要した経費の領収書等の写し
  - イ 建築物除却届の写し
  - ウ 施工箇所ごとの施工前、施工中及び完了時の写真
  - エ その他町長が必要と認めたもの
- 2 前項第2号ウの耐震補強計画結果報告書の写しには、次に掲げる事項を記載した書類を添付する。
- ア 建築物の所有者、所在地、用途及び規模
  - イ 診断者の名称及び事務所の所在地
  - ウ 耐震診断並びに補強計画の評点及び算定根拠
  - エ 補強計画平面図（補強箇所及び補強方法を明示する。）
- (補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告があった場合、その内容を審査し、  
 適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅等耐震性向上  
 事業費補助金交付確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するもの  
 とする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合、速やかに木造住宅  
 等耐震性向上事業費補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければな  
 らない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の区分	補助の対象	補助金の額
木造住宅耐震診断 助成事業	木造住宅の所有者等が 行う当該事業に要する 経費	1棟ごとに、当該事業に要する経 費の3分の2以内の額とし、45, 000円を限度とする。
木造住宅耐震補強 助成事業（補強計画 一体型）	木造住宅の所有者等が 行う当該事業に要する 経費	1棟ごとに、当該事業に要する経 費と115万円とを比較して、い ずれか少ない額とし、耐震補強工 事費の8割を限度とする。

木造住宅除却助成事業	木造住宅の所有者等が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費の100分の23以内の額とし、40万円を限度とする。
------------	------------------------	--